

V-32 振込明細書に係る支出目的書がない場合

Q	振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書により支出の目的を確認することとされているが、請求書や契約書等により支出の目的を確認することとしても差し支えないか。
A	<p>政治資金規正法上、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。</p> <p><u>振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則第10条第2項により、改めて支出目的書の作成を求める必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。</u></p> <p>振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。</p>

【従来の回答】

A	<p>政治資金規正法上、振込明細書がある場合には、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。</p> <p>したがって、振込明細書に係る支出目的書がない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。</p>
---	--